

# 昨年度から改善が見られた事項

参考資料4

	改善が見られた事項	団体名	
1	座クッションの支給金額が、定価ベースでの支給が可能になり、利用者の身体の状況に合わせたクッションを提案できるようになった。 改定前は、決められた金額内のクッション、完成用部品に登録されているクッションの支給にほぼ限られていたが、改正により支給の幅が増えた。	日本福祉用具・生活支援用具協会	
2	<p>&lt;車載用姿勢保持装置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付属品が特例部品として認められている。両親が共働き、それぞれ車を所有していて、車載用姿勢保持装置が1台では生活が回らない場合に2台支給されることもある。</li> </ul> <p>&lt;姿勢保持装置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部地域では、削除された完成用部品は一部特例又は特例補装具として支給が可能となっている。小児においては旧完成用部品での修理や新規申請ができることにより、利用者から安心の声が届けられている。</li> <li>・車椅子フレーム付の場合、これまで控除が必要だった座布と背布が控除不要になった。</li> </ul> <p>&lt;一部特例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロホクッションが指針に沿って円滑に支給されている。</li> </ul>	日本車椅子シーティング協会	
3	ワイヤレス(ロジャー等)システム支給基準が明確化された。	日本補聴器販売店協会	
4	(R8年度に向けた団体ヒアリングに対する意見を募集する中で、R6年度補装具費支給基準改定による改善に関する会員の意見がありましたので以下に記載いたします。) 受け制度が正式に開始されました。これまで、足部などを多数比較する必要がある場合、更生相談所からの依頼に企業は大きな負担を感じていました。しかし、この制度のおかげで、複数の完成用部品を試すべきユーザーに対してもスムーズな業務対応が可能となり、大きな前進を遂げました。	日本義肢装具士協会	
5	完成用部品のソケットを用いる場合、ソケット価格を40%の範囲内で算定することと明記された点。	全国身体障害者更生相談所長協議会	千葉県
6	○車椅子の「モジュラー式」が「レディメイド式」の判断が難しかったが、厚生労働省からメーカー側にカタログに「モジュラー式」「レディメイド式」記載するよう依頼され、メーカーのカタログが改善されたことで、判断しやすくなりました。	全国身体障害者更生相談所長協議会	福岡県
7	・クッションの制限が撤廃され、状態に合ったものが選びやすくなった。	全国身体障害者更生相談所長協議会	岩手県
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座位保持椅子が車載用姿勢保持装置となり、成人も作成できるようになったこと。</li> <li>・ロジャーについて、高度難聴にも対応できるようになったこと。</li> </ul>	全国身体障害者更生相談所長協議会	神奈川県
9	指針の「補装具費の支給対象となる補装具の個数について」のなかで、 ①姿勢保持装置と車載用姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子の支給個数の整理について言及されたことにより、個数基準の考え方が明確になった。 ②教育用の姿勢保持装置について、市町村に教育機関への確認を求めたことにより、市町村担当者が支援者に対して複数支給の必要性を確認しやすくなった。	全国身体障害者更生相談所長協議会	山梨県
10	<p>「姿勢保持装置の完成用部品から屋外用構造フレームが大幅に削除されたことについて」</p> <p>高額な屋外用構造フレームが意見書により申請された場合、その必要性を判断するために、処方医療機関への確認が必要となるが、ほとんどの事例が必要性が認められないものであったため、処方変更の検討が必要となり、支給決定に時間を要していた。 令和7年度の改訂により、高額な屋外用構造フレームの申請がほぼ無くなり、車椅子フレームで申請されるようになったため、処方医療機関への確認や処方変更の検討に時間を要することが減少し、支給決定の迅速化が図られ、適切な補装具の支給につながっている。</p> <p>なお、屋内用構造フレームは現在も完成用部品に収載されているため、補装具制度の考え方について理解が得られない一部の医療機関や事業者から、完成用部品に収載されていることを理由に高額な屋内用構造フレームが意見書により申請される状況が続いている。当所としては、完成用部品に収載されていることのみを理由に支給できるわけではない旨、繰り返し説明しているものの、申請されたものに対しては、処方医療機関へ確認を行った上で、処方変更を検討することになるため、支給決定までに時間を要している。 そのため、屋内用構造フレームについても完成用部品の精査、製作要素価格の見直しを検討していただきたい。</p>	全国身体障害者更生相談所長協議会	横浜市
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姿勢保持装置(屋内) 構造フレーム:木材・金属</li> <li>・姿勢保持装置(屋外) 構造フレーム:車椅子または電動車椅子</li> </ul> <p>令和7年度の指針に姿勢保持装置の支給についての追記があり、それぞれ1個支給されることが可能となった。ADL上、真に必要とされる対象者への支給につながることで、都道府県での考え方の差の改善になると思われる。</p>	全国身体障害者更生相談所長協議会	福井県
12	姿勢保持装置で、構造フレームに車椅子又は電動車椅子を使用したものに加え、構造フレームに車椅子又は電動車椅子を使用していない姿勢保持装置を支給することができること「補装具費支給事務取扱指針」に明記されたことにより、移動用である車椅子又は電動車椅子に姿勢保持装置を使用したものと自宅等での姿勢の保持目的で使用する姿勢保持装置を支給することができるようになったこと。	全国身体障害者更生相談所長協議会	大阪市
13	姿勢保持装置については、今年度の改正により完成用部品の指定から外れた付属品が多くあるが、それらを選択する補装具事業者が減り、適切な補装具費支給に繋がっていると感じている。	全国身体障害者更生相談所長協議会	山口県
14	車載用姿勢保持装置が新設され、座位保持椅子や姿勢保持装置との区別が明確になった。	全国身体障害者更生相談所長協議会	高知県
15	本連合の用具購買所の担当者からの意見は以下の通り。 ・昨今、軽い視覚障害者安全つえを希望する利用者が増えており、主体が携帯用・繊維複合材の基準額が上がったことで、利用者が支払う超過負担がなくなり、補装具の申請がしやすくなった。 ・高齢の視覚障害者が利用する身体支持併用についても、基準額が上がったことで、超過負担が少なくなり購入しやすくなった。 しかし、令和6年度の補装具費支給基準告示改正により改善が図られたのは事実ではあるが、改正以降も資材価格等は高騰し、補装具の基準額が物価に連動しているかどうかは疑問がある。そのため、本連合の令和6年度陳情では、厚生労働省に対して「購入者の経済的負担が発生しないよう、視覚障害者安全つえ等の補装具の基準額は、物価等に連動した増額を行うこと。」を要望している。今後も、物価や利用者のニーズを調査した上で、補装具の基準額の改正を行うべきだと考えている。	日本視覚障害者団体連合	
16	姿勢保持装置に臥位が包含されたことにより、従来特例補装具での取り扱いよりも、支給が容易になった面がある。一方で、最重度肢体不自由児にあつては、座位・立位・臥位全てにおいて、適切な姿勢を保持する装置が必要となるため、「姿勢保持装置」として必要となる品目数が増えることとなる。支給事務にあたっては従来の同一品目での支給可能上限数の取り扱いに拘泥することなく柔軟な対応を切に希望する。 また、一部の車載用姿勢保持装置にあつては、基準額が不足して最重度肢体不自由児には適用できず車両乗車中の安全を確保できないという問題がある。	全国肢体不自由児施設運営協議会	
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす業者より、今回の改正で完成品の車いすに種目ごとの上限価格内であれば、ご利用者が必要な機器が取り付け可能となったので、海外の車椅子が導入しやすくなったとの話があった。</li> <li>・ご利用者、ご家族、施設担当者が補装具等申請時に困らないように、車いす業者が今回の法改正に適応できるように対処してくれているのが伝わってくるのでありがたい。</li> </ul>	全国身体障害者施設協議会	
18	今回の改正は、制度運用の明確化や一部柔軟な取扱いの導入が見られたものの、ポリオ当事者にとって切実な課題である「就労していない者への対応」「旧来型の下肢装具からの移行支援」「電動装具等の積極的活用へのハードルの高さ」などに関しては、依然として十分な改善がなされていないと感じています。	ポリオの会	